

社会福祉法人羽幌町社会福祉協議会
役員及び役員以外の者に対する報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人羽幌町社会福祉協議会の役員及び役員以外の者に費用弁償を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員のうち、会長及び常務理事に次の報酬を支給する。

会 長 月額 70,000円

常務理事 月額 180,000円

2 会長及び常務理事を除く理事、監事、評議員には報酬を支給しない。

(会長・常務理事の勤務日)

第3条 会長は週2日及びその他必要に応じて勤務する。常務理事は、職員の4分の3を勤務する。

(費用弁償)

第4条 費用弁償は、次に掲げる者について支給する。

- (1) 理事会、評議員会、委員会、及び監査、その他の会議に出席した役員及び役員以外の者
- (2) 法人及び羽幌町立特別養護老人ホームしあわせ荘、羽幌町デイサービスセンターの業務執行上必要があつて出席又は旅行をした者
- (3) 会長が、法人及び羽幌町立特別養護老人ホームしあわせ荘、羽幌町デイサービスセンターの業務執行上必要があつて、出席又は旅行を依頼した者

(費用弁償の額)

第5条 前条各号の出席者、旅行者には、社会福祉法人羽幌町社会福祉協議会旅費規程を準用して費用を弁償する。ただし、町内での日帰りの日当については、1,000円とする。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 昭和48年4月1日適用の「羽幌町社会福祉協議会費用弁償に関する規程」は平成12年3月31日廃止する。
- 3 この規程は、平成23年4月1日から施行する。(改正内容 報酬額の決定)

平成23年5月27日 理事会承認
4 この規程は、平成23年9月27日から施行し、平成23年4月1日より適用する。(追加 会長・常務理事の勤務日) 平成23年9月27日 理事会承認
附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(第4条第1項第1号条文一部改正) 平成29年1月17日 理事会承認
令和元年11月27日 評議員会決議

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(第2条第2項条文追加) 令和5年3月9日 理事会承認
令和5年3月17日 評議員会決議